

国際会計基準審議会御中

2004年7月16日

IFRS 第3号「企業結合」

改訂公開草案「契約のみによる結合又は相互会社が関わる結合」に対するコメント

企業会計基準委員会（ASBJ）は、IFRS 第3号「企業結合」改訂公開草案「契約のみによる結合又は相互会社が関わる結合」に対してコメントする。ここに記載されている見解は、国際対応専門委員会のものである。

本公開草案では、IFRS 第3号の適用範囲を改訂し、「二つ以上の相互会社を含む企業結合」及び「別々の企業が、所有持分を獲得することなく契約のみで一つの報告企業を共に形成する企業結合」についてもパーチェス法を適用することが提案されている。我々は、当該提案については、以下の理由により同意しない。

相互会社どうしの企業結合

相互会社は株式会社とは異なる所有構造を有しており、かつそれらの企業結合においては信頼性をもって測定できる対価の支払を伴わないことから、パーチェス法の適用は通常困難である。相互会社どうしの企業結合に関する規定は、引き続きIASBの企業結合プロジェクトにおいて検討されるべきであり、現時点で基準に組み込む必要はないものとする。

別々の企業が、所有持分を獲得することなく契約のみで一つの報告企業を共に形成する企業結合

我々は、この問題は特定の国における特有の例外的な問題であると理解しており、国際的な会計基準本文にて言及することは適切ではなく、解釈指針又は当該国における基準の解釈のレベルで手当することが適切であるとする。

我々のコメントがIASBの最終的な意思決定に貢献することを希望する。

西川 郁生

国際対応専門委員会 専門委員長

企業会計基準委員会 副委員長